

千葉市新基本計画審議会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市新基本計画審議会設置条例（平成22年条例第28号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、千葉市新基本計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(部会)

第2条 条例第6条の規定により、審議会に次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 地方創生部会
- (2) 政策評価部会
- (3) 公共事業再評価部会
- (4) スマートシティ部会

2 前各号の部会の所掌事務は、別表のとおりとする。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 地方創生部会は、呼称を千葉市まち・ひと・しごと創生会議とする。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、会長が指名する。

3 副部会長は、部会長が指名する。

4 部会長は、部会を代表する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(委員の出席)

第5条 審議会又は部会開催の招集を受けた委員は、指定された日時及び場所に参集し、会議に出席するものとする。

2 会議の出席には、会議の開催場所での出席のほか、テレビ会議システム等を利用した会議への出席を含めるものとする。

3 委員は、前項のテレビ会議システム等による会議に出席するときは、事務局にその旨をあらかじめ連絡するものとする。

(報告)

第6条 部会長は部会での審議結果について、すみやかに会長に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第7条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは審議会又は部会に関係者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合政策局総合政策部政策企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成27年 7月27日から施行する。

この要綱は、平成28年 6月 8日から施行する。

この要綱は、平成28年10月20日から施行する。

この要綱は、令和 2年 3月 4日から施行する。

この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する。

別表

部会名	所掌事務
地方創生部会	1 千葉市まち・ひと・しごと創生推進本部が策定する「人口ビジョン」及び「総合戦略」に係る審議に関すること。 2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。
政策評価部会	1 千葉市新基本計画の政策評価に係る審議に関すること。 2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。
公共事業再評価部会	1 千葉市が作成した公共事業の再評価についての対応方針（案）に係る審議に関すること。 2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。
スマートシティ部会	1 千葉市が策定する「(仮称) 千葉市スマートシティ推進ビジョン」に係る審議に関すること。 2 前項の審議結果に基づく答申（案）の作成に関すること。